

平成30年第2回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成30年2月19日(月) 午後3時00分～午後3時17分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	石野 郁也
	図書館長	武田 健吾
	給食センター所長	宮田 哲
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭
	総務係長	中山 仁

4 議 事

議案第13号 幕別町体育館条例の一部を改正する条例

議案第14号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。平成30年第1回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第1回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、議案第13号幕別町体育館条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

生涯学習課長（石野 郁也） 議案第13号幕別町体育館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、サービスの向上と効率的な管理運営など指定管理者制度の導入効果が見込まれる札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターを平成31年度から指定管理に移行するため、所要の改正を行うものであります。

また、今回の改正に合わせて、これまでに規定していなかった開館時間及び休館日に関する規定を定めようとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第3条につきましては、体育館の開館時間を規定するものであります。開館時間は、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターは午前9時から午後9時まで、忠類体育館は午前10時から午後10時までであり、今までの開館時間とは変更ありません。

第4条につきましては、体育館の休館日を規定するものであります。体育館の休館日は他の公共施設と同じ年末年始の休日とするものであり、12月29日から翌年1月3日までとするものであります。

第5条から、第12条までは、第3条及び第4条の追加に伴い、条番号の改正及び文言の整理をするものであります。

第13条につきましては、教育委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの、いわゆる指定管理者に体育館の管理を行わせることができると規定するものであります。

第14条につきましては、利用料金について規定するものであります。第1項については、教育委員会が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができると規定するものであります。

第2項については、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならないと規定するものであります。

第3項については、利用料金の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ教育委員会の承認を得て、定めることができると規定するものであります。

第15条につきましては、指定管理者は、体育館の設置目的を効果的に達成するため、飲食物の提供、物品の販売、その他必要な事業を行うことができると規定するものであります。

第16条につきましては、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるように規定するものであります。

第17条につきましては、既に納めた利用料金は還付しないが、教育委員会の承認を得て基準を定めた場合は、還付することができるように規定するものであります。

第18条につきましては、使用者が支払う利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、教育委員会への使用料金の納付規定は適用しないと規定するものであります。

第19条につきましては、指定管理者が行う業務を規定するものであります。

第1号として、体育館の維持管理業務、第2号として、体育館の使用承認及び利用調整の業務、第3号として、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、もしくは設けること、第4号として、利用料金を変更し又は減免すること、次のページになりますが、第5号として、利用料金を徴収すること、第6号として、体育館の修繕業務、第

7号として、体育館の運営に関し、教育委員会が必要と認める業務を規定するものであります。

第2項については、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合、使用の承認や不承認、特別設備の設置等、使用の承認取消し、現状回復についての規定であります「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」として適用するものであります。

第20条につきましては、指定管理者は、法令や条例などの規定に従い、体育館の管理を行われなければならないことを規定するものであります。

第21条につきましては、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して、当該管理に係る業務または経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができることを規定するものであります。

附則第6項につきましては、指定管理者に体育館の管理を行わせるときは、管理を行わせる日前に教育委員会が行った使用の承認などの処分や使用料等は、指定管理者が行った業務などの処分や利用料金の納入とみなすことを規定するものであります。

別表第1から第3につきましては、条番号の改正による文言の整理をするものであります。

次に、議案書の4ページにお戻りいただきたいと思ひます。

附則についてであります、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第13号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第13号については原案どおり可決しました。

次に日程第6、議案第14号幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) 議案第14号幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧くださいと思ひます。

本条例につきましては、町内に住所を有する高校生等のいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に支給しているものであります。現在、北海道の給付金制度との給付額の格差が大きくなりましたことから、生徒が安心して教育を受けられるよう所要の改正を行うものであります。

別紙の議案第14号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思ひます。

この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いておりますが、現行の別表の給付額の改正であります。

また、お手元に配付いたしました1枚ものにつきましては、改正内容についてのポンチ絵でありますので、合わせてご覧くださいと思ひます。

改正する内容につきましては、「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯」いわゆる「第1子」に係る世帯の上段、「通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯」について、「公立高等学校に通う高校生のいる世帯」は、現行、年額3万7,400円を、年額7万5,800円に、「私立高等学校に通う高校生のいる世帯」は、現行、年額3万8千円を、年額8万4千円に引き上げ、また、下段の「通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯」について、「公立高等学校に通う高校生のいる世帯」は、現行、年額2万7,800円を、年額3

万6,500円に、「私立高等学校に通う高校生のいる世帯」は、現行、年額2万8,900円を、年額3万8,100円に、引き上げるものであります。

次に、議案書の4ページにお戻りいただきたいと思います。

附則についてであります、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 平成29年度の認定者数はどれ程になりますか。

学校教育課長（高橋 修二） 公立の高等学校に通学している子どもが13人、私立の高等学校に通学している子どもが4人、通信制につきましては公立、私立ともに対象がございません。

瀧本委員 改正した場合、平成30年度はどれ程の影響額が出るのでしょうか。

学校教育課長（高橋 修二） 68万3,200円の増額となる見込みであります。

田村教育長 そのほかに何かございませんか。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第14号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第14号につきましては原案どおり可決いたしました。

そのほかに何かございませんか。

（ありません。）

田村教育長 以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第2回教育委員会会議を閉じます。